

# 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている事業者のみなさまへ 公的支援策のお知らせ

20200414ver.

新型コロナウイルス感染症拡大により、急激な売上減などの影響を受けている事業者に対し、国、自治体では様々な支援策を用意しています。その主なものの内容と問合せ先をお知らせします。

## 融 資

少額でよいので当面の資金が必要だ

少しまとまった資金が必要だ

まとまった資金が無利子で欲しい

まとまった資金を民間金融機関で調達したい

まとまった無利子の資金を民間金融機関で調達したい

支援策の名称	内容	問い合わせ先
生活福祉資金 (個人向け緊急小口融資)	コロナの影響により収入の減少がある 個人事業主に貸付 融資額：20万円以内 返済期間：2年以内(据置き1年以内) 金利：無利子	お住まいの市町村社会福祉協議会まで
マル経融資 (新型コロナウイルス対策マル経)	最近1ヶ月の売上が前年比△5%以上の小規模事業者に融資 融資額：1,000万円以内(通常とは別枠) 返済期間：7年以内(据置き3年以内) 金利：経営改善利率-0.9% ※当初3年間△0.9% ※さらに売上減少の要件を満たす場合は当初3年間利子補給により無利子	日本政策金融公庫 大分支店 小規模 097-535-0331 中小 097-532-4106 別府支店 0977-25-1151  最寄りの商工会・商工会議所
無利子・無担保融資 (新型コロナウイルス感染症特別貸付)	最近1ヶ月の売上が前年比等で△5%以上の中小企業者に融資 融資額：小規模6,000万円 中小3億円 返済期間：15年以内(据置き5年以内) 金利：当初3年間は利子補給により無利子	日本政策金融公庫 大分支店 小規模 097-535-0331 中小 097-532-4106 別府支店 0977-25-1151
信用保証付き融資(県制度資金：新型コロナウイルス感染症対策特別資金) ※危機関連保証の認定を受けた場合	最近1ヶ月の売上が前年比△15%以上の中小企業者に融資 融資額：1.6億円以内 返済期間：10年以内(据置き2年以内) 金利：1.3% 保証人：原則代表者以外不要 保証協会の保証付(保証料率0%)	最寄りの大分銀行、豊和銀行、大分県信用金庫、大分みらい信用金庫、大分県信用組合、伊予銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、肥後銀行、筑邦銀行などの金融機関
<b>準備中</b> 信用保証付き無利子・無担保融資(県制度資金)	売上高等の減少要件(個人事業主前年比△5%等)を満たす中小企業者に融資 融資額：3,000万円 返済期間：据置き5年以内 金利：当初3年間は利子補給により無利子 保証人：原則代表者以外不要 保証協会の保証付(保証料の減免あり)	最寄りの大分銀行、豊和銀行、大分県信用金庫、大分みらい信用金庫、大分県信用組合、伊予銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、肥後銀行、筑邦銀行などの金融機関

(裏面に続く)

## 融資 (続き)

公庫の既存借入の返済負担がきつい

銀行が返済期限の相談に応じてくれない

支援策の名称	内容	問い合わせ先
公庫等の既往債務の借換	日本政策金融公庫等の既存借入れについて、無利子・無担保融資等への借換を可能にする 借換限度額： 日本政策金融公庫 小規模6,000万円 中小3億円 商工中金 3億円 ※限度額は新規融資との合計額	日本政策金融公庫 大分支店 小規模 097-535-0331 中小 097-532-4106 別府支店 0977-25-1151
九州財務局金融相談ダイヤル	新型コロナウイルス感染症に関する金融機関との取引についての相談に対応	大分財務事務所 097-500-9031

## 補助金等

返済不要の補助金はないのか

従業員を休ませたいが給料が払えない

反転攻勢に備えた取組をしたい

税金や社会保険料の納付ができない

支援策の名称	内容	問い合わせ先
<b>準備中</b> 持続化給付金	売上が前年同月比△50%以上の中小企業者に対し給付金を支給 給付額：中小200万円以内 小規模100万円以内	未定
雇用調整助成金	従業員（雇用保険被保険者でないパート等も対象）を休業させる場合、休業手当や賃金の一部を補助 補助率：中小企業 9/10 上限：8,330円/日、100日	大分労働局 特別労働相談窓口 097-536-0110
生産性革命推進事業	投資経費の1/6以上が、部品内製化やEC販売へのシフト、WEB会議システムの導入などに充てられる場合 ①ものづくり・商業・サービス補助金 補助率：2/3（拡充） 上限額：1,000万円 ②小規模持続化補助金 補助率：2/3 上限額：100万円（拡充） ③IT導入補助金 補助率：2/3（拡充） 上限額：450万円	①大分県中小企業団体中央会 ものづくり補助金事務局 097-513-1330 ②最寄りの商工会、商工会議所 ③サービスデザイン推進協議会 0570-666-424
国税、地方税、社会保険料の猶予制度	一時的に納付が困難な場合、申請が認められれば納付の猶予も可能 税については、2月以降、売上が前年同月比△20%以上となった場合猶予に伴う延滞税を免除	最寄りの税務署（国税） 県税事務所、市町村税務担当課（地方税） 年金事務所（社保料）

【注】一般に「中小企業者」と「小規模事業者」の規模は以下のように定義されています。

中小企業者…製造業：資本金3億円以下又は従業員300人以下 卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下  
小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下 サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下  
小規模事業者…製造業：従業員20人以下 商業・サービス業：従業員5人以下